

国自技第10号  
国自審第69号  
国自整第3号  
平成21年4月14日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

(株) グローバルが改造・販売したキャンピング車へのリコール勧告について

(株) グローバル(本社 愛知県豊橋市) がトヨタ・ハイラックスをベースとして後輪を単輪から複輪に改造し販売したキャンピング車について、後軸内のアクスルシャフトが折損し車輪が脱落するおそれがあり、その原因が設計にあると認められることから、平成21年3月27日、道路運送車両法第63条の2第1項の規定に基づきリコールの勧告を行ったが、昨日、同社からリコールを実施しない旨の報告があったため、本日、同法第63条の2第4項の規定に基づきリコールの勧告に従わなかったことを公表することとしている。また、勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、同法第63条の2第5項の規定に基づくリコール命令を行うことを検討することとしている。

当該不具合は、平成21年6月1日以降は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第11条第2項、第89条第2項及び第167条第2項に規定された「堅ろうで安全な運行を確保できるもの」との要件に適合しないものとして取り扱うことが適当であり、安全確保のため早急な対応が必要なことから、下記により取り扱うこととし使用者に対し別紙のとおりお知らせしたところであり、リコール勧告の対象となった自動車の使用者に対し、早急な改修に協力して頂くようお願いすることとされたい。

#### 記

1. 勧告の対象となった自動車は、改修しない限り継続使用できないこと
2. 本年6月1日以降、勧告の対象となった自動車は、改修しない限り継続検査で不合格とするとともに、道路運送車両法第54条の規定に基づき必要な改修を命ずる(整備命令)対象とすること

お 知 ら せ

平成 21 年 4 月 14 日  
国土交通省自動車交通局

使用されている車両（登録番号：〇〇88 さ\*\*\*\*、車台番号：LN106#####、有効期間の満了する日：平成###年##月##日）は、株式会社グローバル\*がトヨタ・ハイラックスをベースとしてキャンピング車に改造し販売した車両であり、同社が行った後輪の複輪化によりアクスルシャフトの安全性に問題があることが判明しました。\*株式会社グローバル（本社：愛知県豊橋市浜道町百々池 24-2、代表取締役：柴田 博、電話番号：0532-46-7823）

本件については、その原因が株式会社グローバルの改造にあり、本来、同社の責任において改修すべきであるため、国土交通省としては、道路運送車両法に基づきリコールを勧告したところですが、引き続き、法に照らしリコール命令を行うなど厳正に対処していくこととしています。

一方、本件車両は、最悪の場合、走行中に車輪が脱落するおそれがある危険な状態にあり、本件車両の使用者や歩行者等の第三者にも危害を及ぼすおそれがあります。この車輪脱落による事故を未然に防止するため、速やかに車両を改修する必要があることから、この点について十分ご理解をいただき、以下の事項についてご協力をお願い致します。

- ① 必要な改修を行うまでは、車両を使用しないで下さい。
- ② トヨタ自動車(株)がハイラックス用の補修部品として現在販売しているアクスルシャフトに交換することにより、引き続き使用することができます。アクスルシャフト交換（有償）を希望する場合は、ディーラー又は整備事業者にご相談して下さい。また、補修部品についてはトヨタ自動車(株)のお客相談センター（電話番号：0800-700-7700）にお問い合わせをお願いします。
- ③ 本年6月1日以降は、アクスルシャフトを交換していない車両については検査で不合格となるとともに、道路運送車両法の規定に基づき必要な改修を命ずる対象となりますのでご理解をお願いします。

なお、アクスルシャフトの交換を完了した（又は既に完了している）場合は、大変お手数をおかけしますが、「実施年月日」、「実施者（整備事業者名）」について国土交通省までご連絡をお願い致します。

（問い合わせ先）

国土交通省自動車交通局技術安全部

審査課リコール対策室：03-5253-8111 内線 42352（受付時間 9:30～18:15）

トヨタ自動車(株)（補修部品の問い合わせ）

お客相談センター：0800-700-7700（受付時間 9:00～18:00）

国自技第10号の2  
国自審第69号の2  
国自整第3号の2  
平成21年4月14日

自動車検査独立行政法人理事長 殿

国土交通省自動車交通局長

(株) グローバルが改造・販売したキャンピング車へのリコール勧告について

(株) グローバル(本社 愛知県豊橋市)がトヨタ・ハイラックスをベースとして後輪を単輪から複輪に改造し販売したキャンピング車について、後軸内のアクスルシャフトが折損し車輪が脱落するおそれがあり、その原因が設計にあると認められることから、平成21年3月27日、道路運送車両法第63条の2第1項の規定に基づきリコールの勧告を行いました。昨日、同社からリコールを実施しない旨の報告があったため、本日、同法第63条の2第4項の規定に基づきリコールの勧告に従わなかった行ったことを公表することとしました。また、勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、同法第63条の2第5項の規定に基づくリコール命令を行うことを検討することとしております。

当該不具合は、平成21年6月1日以降は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第11条第2項、第89条第2項及び第167条第2項に規定された「堅ろうで安全な運行を確保できるもの」との要件に適合しないものとして取り扱うことが適当であり、安全確保のため早急な対応が必要なことから、下記により取り扱うこととし使用者に対し別紙のとおりお知らせしたところであり、貴法人におかれましてもリコール勧告の対象となった自動車の受検の機会を捉え、使用者に対し早急に改修して頂くよう協力要請をお願い致します。

#### 記

1. 勧告の対象となった自動車は、改修しない限り継続使用できないこと
2. 本年6月1日以降、勧告の対象となった自動車は、改修しない限り継続検査で不合格とするとともに、道路運送車両法第54条の規定に基づき必要な改修を命ずる(整備命令)対象となすこと

(別紙略)

国自技第10号の3  
国自審第69号の3  
国自整第3号の3  
平成21年4月14日

(社) 日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車交通局長

(株) グローバルが改造・販売したキャンピング車へのリコール勧告について

(株) グローバル(本社 愛知県豊橋市)がトヨタ・ハイラックスをベースとして後輪を単輪から複輪に改造し販売したキャンピング車について、後軸内のアクスルシャフトが折損し車輪が脱落するおそれがあり、その原因が設計にあると認められることから、平成21年3月27日、道路運送車両法第63条の2第1項の規定に基づきリコールの勧告を行いました。昨日、同社からリコールを実施しない旨の報告があったため、本日、同法第63条の2第4項の規定に基づきリコールの勧告に従わなかったことを公表することとしました。また、勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、同法第63条の2第5項の規定に基づくリコール命令を行うことを検討することとしています。

当該不具合は、平成21年6月1日以降は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第11条第2項、第89条第2項及び第167条第2項に規定された「堅ろうで安全な運行を確保できるもの」との要件に適合しないものとして取り扱うことが適当であり、安全確保のため早急な対応が必要なことから、下記により取り扱うこととし使用者に対し別紙のとおりお知らせしたところであり、貴会傘下会員に対し、リコール勧告の対象となった自動車の入庫の機会を捉え、使用者に対し早急に改修して頂くよう協力要請をお願い致します。

#### 記

1. 勧告の対象となる自動車は、改修しない限り継続使用できないこと
2. 本年6月1日以降、勧告の対象となった自動車は、改修しない限り継続検査で不合格とするとともに、道路運送車両法第54条の規定に基づき必要な改修を命ずる(整備命令)対象とすること
3. 本年6月1日以降、勧告の対象となった自動車は、改修しない限り道路運送車両法第94条の5の規定に基づく保安基準に適合する旨の証明を行ってはならないこと

(別紙略)